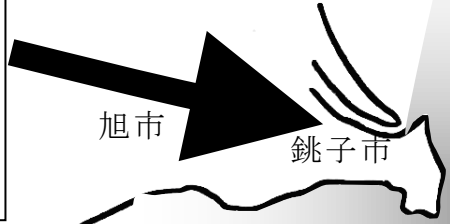


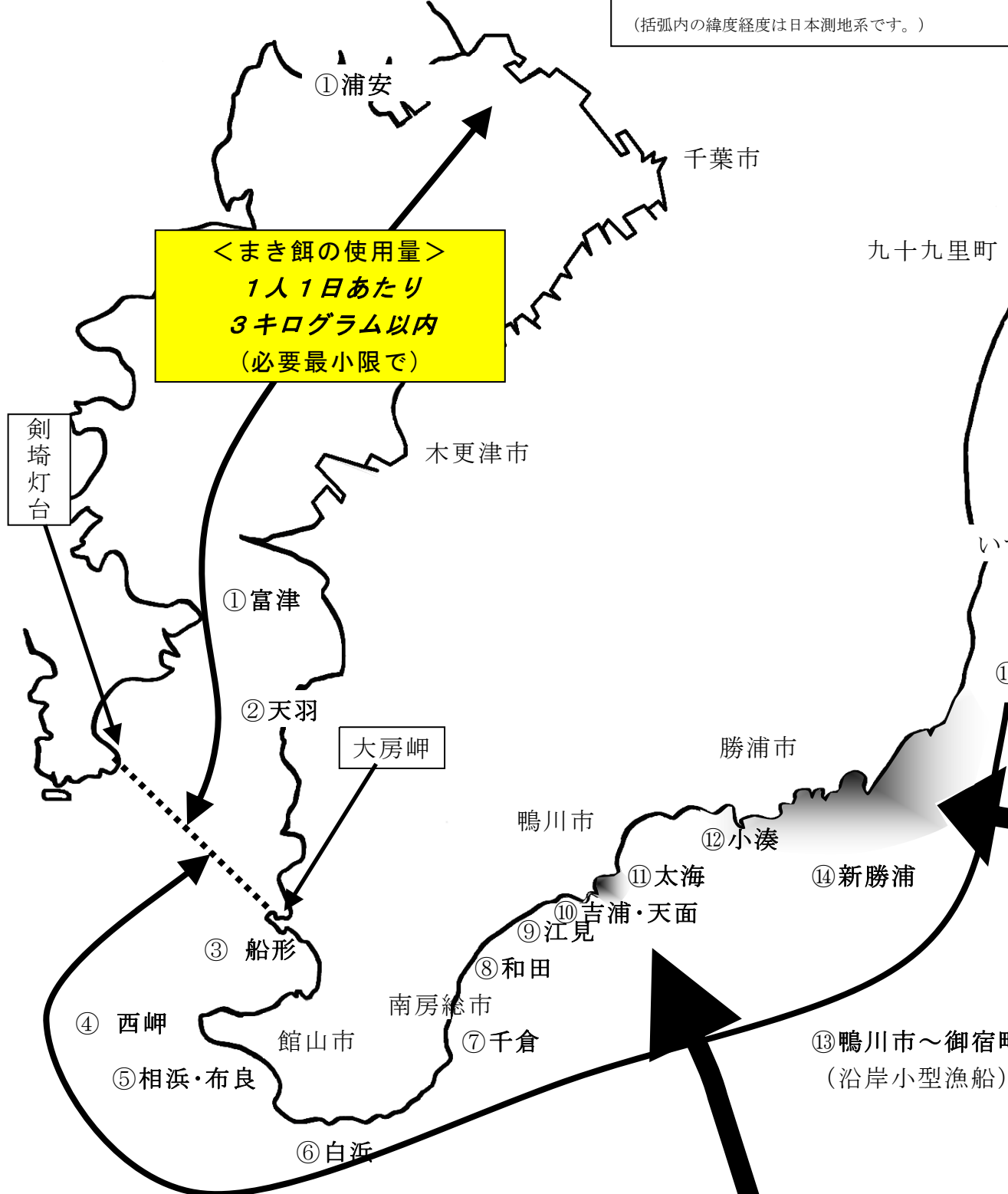
区域3 銚子地先まき餌釣り禁止区域

外川漁港東防波堤灯台中心点から半径1.2海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域
 ア 漁業権基点北15号（銚子市と旭市との境界標柱）
 イ 北緯35°39'40"、東経140°47'40"（北緯35°39'20"、東経140°47'50"）の点
 ウ 北緯35°39'10"、東経140°44'10"（北緯35°38'50"、東経140°44'20"）の点
 エ 北緯35°29'50"、東経140°48'50"（北緯35°29'40"、東経140°49'00"）の点
 （括弧内の緯度経度は日本測地系です。）



<まき餌の使用量>
 1人1日あたり
 3キログラム以内
 （必要最小限で）

<まき餌の使用量>
 1人1日あたり
 5キログラム以内
 （必要最小限で）



区域2 勝浦～御宿地先まき餌釣り禁止区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 ア 漁業権基点南73号（勝浦市と鴨川市との境界標柱）
 イ 北緯35°06'10"、東経140°12'40"（北緯35°06'00"、東経140°12'50"）の点
 ウ 北緯35°06'10"、東経140°14'20"（北緯35°06'00"、東経140°14'30"）の点
 エ 北緯35°06'50"、東経140°15'50"（北緯35°06'30"、東経140°16'00"）の点
 オ 北緯35°06'50"、東経140°17'40"（北緯35°06'40"、東経140°17'50"）の点
 カ 北緯35°07'10"、東経140°18'10"（北緯35°07'00"、東経140°18'20"）の点
 キ 北緯35°07'20"、東経140°19'50"（北緯35°07'00"、東経140°20'00"）の点
 ク 北緯35°07'00"、東経140°19'40"（北緯35°06'50"、東経140°19'50"）の点
 ケ 北緯35°07'10"、東経140°20'30"（北緯35°07'00"、東経140°20'40"）の点
 コ 北緯35°07'20"、東経140°20'50"（北緯35°07'10"、東経140°21'00"）の点
 サ 北緯35°07'50"、東経140°21'10"（北緯35°07'40"、東経140°21'20"）の点
 シ 北緯35°08'30"、東経140°23'00"（北緯35°08'20"、東経140°23'10"）の点
 ス 北緯35°09'50"、東経140°21'10"（北緯35°09'40"、東経140°21'20"）の点
 セ 北緯35°10'00"、東経140°21'50"（北緯35°09'50"、東経140°22'00"）の点
 ソ 北緯35°09'50"、東経140°22'40"（北緯35°09'40"、東経140°22'50"）の点
 タ 北緯35°11'00"、東経140°24'40"（北緯35°10'50"、東経140°24'50"）の点
 チ 漁業権基点南79号の1（夷隅郡御宿町といすみ市との境界標柱）
 （括弧内の緯度経度は日本測地系です。）

区域1 鴨川地先まき餌釣り禁止区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 ア 天面漁港合せ灯標柱
 イ 北緯35°03'50"、東経140°05'20"（北緯35°03'30"、東経140°05'30"）の点
 ウ 北緯35°04'10"、東経140°06'00"（北緯35°04'00"、東経140°06'10"）の点
 エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱
 （括弧内の緯度経度は日本測地系です。）